

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-101
許認可等の種類	個人施行の認可			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第4条第1項			
許認可等の概要	土地区画整理事業を、1人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第9条第1項及び第2項</p> <p><b>第1項</b> 都道府県知事は、個人施行の認可の申請があった場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次号の規定に該当するとき以外は、認可をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請手続が法令に違反していること。</li> <li>二 規準若しくは規約又は事業計画の法定手續又は内容が法令に違反していること。</li> <li>三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行区域に編入されていること。</li> <li>四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</li> </ul> <p><b>第2項</b> 都道府県知事は、市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、その開発行為が都市計画法第34条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> <p>上記によるほか ・土地区画整理事業運用指針(平成13年12月 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)に示された計画標準による。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体的な期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	-			